

1 管理の基本的方針

厚岸道立公園は、北海道の東部に位置し、厚岸湖や霧多布湿原などを中心とした海岸丘陵、海食崖、湖沼、湿原を主要景観とする面積 21,523ha の公園である。

公園区域は釧路町、厚岸町、浜中町の3町に広がり、北方海岸風景を主体とする一体的な景観と生態系により構成されており、これらの適正な保護と利用を推進するため、本管理指針においては公園全体を一つの管理計画区として取り扱う。

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本公園の特徴は海岸丘陵、海食崖、湖沼、湿原及びそれらをおおう植生などが一体となって作り出す北方海岸風景にある。

この地域の植生は、丘陵地の大半が天然林におおわれ、樹種はトドマツ、ダケカンバ、ミズナラ、シナノキなどの針広混交林で形成され、海岸台地の草原には、ヒオウギアヤメ、ヤマブキショウマ、ユキワリコザクラなどが群生している。また、霧多布湿原は約 3,000ha におよぶ広大な湿原で、泥炭形成植物群落として国の天然記念物に指定されている。エゾゼンテイカ、クシロハナシノブ、イソツツジ等の高山植物が開花する初夏の花盛りの時期には、多くの人々でにぎわう。

公園内に点在する湖沼周辺の湿地帯には国の特別天然記念物タンチョウが生息し、冬季厚岸湖には多数のオオハクチョウが渡来する。また、大黒島はコシジロウミツバメの我が国最大の繁殖地で、その他にも各種野生鳥獣が生息する豊かな自然生態系が維持されている。

イ 保全対象の保全方針

本公園の特徴である海岸丘陵、海食崖、湖沼湿原等様々な景観を維持するため、総合的環境の保護に努めることとし、必要に応じて道立自然公園条例以外の各種制度と連携し、国及び市町村との連絡調整を図る。

湿原及び湖沼をとりまく森林を含めた公園内丘陵については、湿原等の一体的な景観の維持、集水域を含めた湿原生態系の保護のため、適切に管理する。また、湿原内への無秩序な侵入による植生破壊や、指定植物の盗採を防止する。

本公園区内には、地域住民の生活、生産活動の場所が含まれるため、保護と利用について慎重に対応していく必要がある。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

自然性の高い北方海岸風景や湖沼・湿原、そこに生息・生育する野生生物など、優れた自然景観や学術的にも貴重な自然生態系を広く利用者に理解してもらうため、利用拠点における案内板、解説板等の充実、自然探勝歩道の整備や植生保護柵の設置等を行い、適切な公園利用を推進する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

風致景観の保護のため利用施設は必要最小限度とし、設置する場合には、土地の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。また、湿原周辺の利用施設の設置や維持管理に当たっては、水質の汚濁防止に配慮する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

本公園に近接する自然観察拠点施設との連携をとりながら、自然とのふれあい、

自然のいとなみを観察、体験できる解説指導の推進を図る。

また、野生動植物の保護管理や快適な利用環境の維持のため、関係機関の協力を得て必要な規制を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針（公園計画に係る施設に関するものを除く。）

北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）、「道立自然公園許可届出等事務取扱要領」（平成12年3月31日付け自然第1361号）によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。

ア 特別地域に係る取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点からの景観を保護するため、デザイン・色彩については、特に配慮する。</p> <p>②デザイン、色彩、材料 屋根：原則として勾配屋根とする。色彩については、こげ茶系とする。しかし、周辺の状況に応じ陸屋根や赤錆色、暗緑色等も認める。 外壁：原則として、茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地とし、華美な印象を与えない色彩とする。 デザイン：外部意匠は、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</p> <p>③修景緑化 建築物の周囲には、在来種を用いた修景のための植栽を可能な限り行う。</p>
(2) 道路	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点からの景観の保護に配慮する。 また、野生動植物の生息や繁殖に影響を与えないよう自然環境の保全に努める。</p> <p>②付帯施設の取扱い 大型視線誘導標や電光掲示板等の設置を行う場合、支柱の色彩については、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 防護柵の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 主要道路の防雪柵については、不必要な期間の取り外しや折り畳み等をできる限り考慮し、風致の維持に配慮する。</p> <p>③残土処理方法 残土は、公園区域内に搬出するなど、風致の保護上支障のないよう適切に処理する。</p> <p>④法面処理及び修景緑化 工事に伴い生ずる裸地及び法面は緑化することを原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化工法を用いる。早期緑化を図る目的で一般的に使用されている草本種を使用する場合でも、現地の植生状況を踏まえ、可能な限り先駆種を選定し、在来植生への移行を促進させるよう</p>

	<p>努める。</p> <p>擁壁を設ける場合には、風致の保護上重要な箇所においては、極力、自然石や自然石に模した材料等を使用するよう努める。</p>
(3) 電柱、 鉄塔、 アンテナ等	<p>①基本方針 主要利用動線、利用拠点からの風致の維持に配慮する。</p> <p>②規模、構造、色彩等</p> <p>ア 電柱 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向に当たる場所での電力線路・電話線路の新築・改築等に当たっては、極力、地下埋設化を行うよう指導する。 また、それ以外の場所については、電力線・電話線を極力、共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則とする。</p> <p>イ 鉄塔・アンテナ等 主要な展望地や利用動線からの景観に支障のある場所には新築しないことを原則とする。それ以外の場所については、必要最小限の高さとし、風致の維持に配慮する。</p>
(4) その他 の工作物	<p>主要な展望地や利用動線からの景観の保護に配慮する。 特殊な用途を有するものを除き、外部の色彩は茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地を原則とする。</p>
2 木竹の伐採	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象となる場所や湿原の保全上重要な地域に当たる森林については、風致景観に十分配慮した施業方法によるものとする。</p>
3 広告物 (1) 指導演、 案内板	<p>①基本方針 公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板等は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとし、法令等により形状が規定されているものを除き、公園全体でデザインの統一を図ることを検討する。</p> <p>②設置場所 設置目的からして、利用拠点や路線分岐点に限られるが、設置の目的を考慮した上で、展望や風致に支障がないよう、適切に配慮する。</p> <p>③規模、材料、デザイン、色彩 規模は必要最小限のものとする。 極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。 色彩は、こげ茶、黒、白を基調とし、利用者に過度の印象を与えることのないものとする。ただし、赤、青、緑等の原色であっても、シンボルマークなどの部分的な使用であれば認める。</p>
(2) 営業用 広告物	<p>①基本方針 公園利用者に不快感や過度の印象を与えることのないようにするとともに、利用動線からの景観の保護に留意する。市街地や集落においては、町並みとの調和が図られるよう努める。</p> <p>②設置場所 現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが、施設が主要道路に面していない場合には、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。また、多数設置される場所においては、集合看</p>

	板とする。 ③規模、材料、デザイン、色彩 前記（１）指導標、案内板の取扱いに準じる。
4 植物の採取、 損傷	採取、損傷をする植物の数量は、必要最小限とする。 また、公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避けることとする。
5 車馬等（スノーモービル、自動車、オートバイ、モーターボートなど）使用	乗り入れ等の台数、頻度等は必要最小限とする。

イ 普通地域に係る取扱方針

ゴルフ場については、「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成２年６月１日付け環自保第 343 号環境庁自然保護局通知）に準じて取り扱う。

(2) 公園事業

事業決定の内容及び「道立自然公園事業取扱要領」（平成１２年１１月１７日付け自然第 898 号環境生活部長通知）によるほか、次の取扱方針によるものとする。

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	基本方針	林地、湖沼、海食崖、湿原等多種多様な景観を維持するため、今後の道路整備に当たっては、自然改変を最小限度とするとともに、周辺の植生や野生動物に与える影響に配慮する。 付帯施設の取扱い等については、前記（１）「許可、届出等取扱方針」のア「特別地域に係る取扱方針」の 1「工作物」の（２）「道路」に準じる。
	厚岸浜中海岸線 (主要道路別海岸線及び一般道道霧多布岬線)	公園利用の幹線車道として位置付けられている。 今後の線形改良等整備に当たっては、自然改変を最小限度とし風致の維持に配慮するとともに、野生動物へ与える影響についても配慮する。
	アイカップ崎線	特別地域内の線形改良等整備に当たっては、自然改変を最小限度とし風致の維持に配慮する。
	床潭線 (一般道道床潭築紫志線)	地域住民の生活・産業道路として利用されている。改良に当たっては、自然改変を最小限とする。
	アヤマが原線	規模、構造は現状程度とする。
	糸魚沢藻散布線	沿線には利用施設がなく、林道（砂利敷）として利用されている。規模、構造は現状程度とする。
	茶内火散布線 (一般道道火散布茶内停車場線)	改良等の整備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。
	糸魚沢風潤線	沿線には利用施設がなく、一部林道（砂利敷）として利用されている。今後の整備に当たっては、風致の維持や湿原生態系に影響を与えないよう配慮する。

	尻羽岬線	改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。
	初無敵線	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	十町瀬線	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	有明線	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	知方学線	付近には利用施設がなく、地域住民の生活道路として利用されている。改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。
	昆布森仙鳳趾線 (主要道根室浜中鋼路線)	改良等の整備に当たっては、自然改変を最小限とし風致の維持に配慮する。
	霧多布湿原線 (一般道道琵琶瀬茶内停車場線)	湿原探勝の最も主要な動線であり、改良等の整備に当たっては、湿原の植生等に影響を与えないよう十分に配慮する。
2 道路 (歩道)	奔渡風潤線	厚岸湖を探勝するための歩道として計画があるが、整備はされていない。当地区の利用のあり方を検討して上で取り扱う。
	チンベノ鼻線	アヤマが原に到達する歩道として一部整備されているが、改良に当たっては、風致の維持に配慮するとともに、解説板等の整備や植物の保護対策を図る。
	厚岸アヤマが原線	既存歩道の改良に当たっては、風致の維持に配慮する。
	湯沸海岸線	利用拠点であるアゼチノ岬から湯沸岬に到達する歩道として整備を図り、解説板や指導標等を設置する。
	仙鳳趾知方学線	尻羽岬へ到達する歩道として、公園利用や植生保護の面からも整備を行う。整備に当たっては、自然改変を最小限として風致の維持に配慮するとともに、解説板等の整備や植物の保護対策を図る。
	来止臥十町瀬線	海岸を探勝するための歩道として計画があるが、整備はされていない。当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
3 運輸施設 (係留施設)	奔渡	現在、公園利用に供される旅客船は運行されていないので、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	大黒島	現在、公園利用に供される旅客船は運行されていないので、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
4 運輸施設 (船舶運送施設)	厚岸湖内線	現在、公園利用に供される旅客船は運行されていないので、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
5 宿泊	基本方針	宿泊施設は必要最小限とし、施設の取扱い等については、前記(1)「許可、届出等取扱方針」のA

		「特別地域に係る取扱方針」の1「工作物」の(1)「建築物」に準じる。
	十町瀬	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	知方学	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
6 園地	アイカップ崎	整備に当たっては、必要性を十分に考慮して上で進めていくこととするが、各施設管理者相互の連携を図る必要がある。指導標、案内板等を統一して風致の維持に配慮する。
	子野日公園	付帯施設整備については、風致の維持に配慮する。
	大黒島	未整備の状態であるが、海鳥類の集団繁殖地となっていることから、鳥類の繁殖や生息に影響を与えないよう十分に配慮するとともに風致の維持に努める必要性があり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	アヤメが原	各施設の補修改良については、計画的に進めることとし、植生保護のための普及啓発看板等を設置し、適正な公園利用を図る。
	湯沸岬	整備に当たっては、必要性を十分に考慮した上で風致の維持に配慮しながら進める。
	尻羽岬	整備に当たっては、風致の維持に配慮するとともに、植生保護のための普及啓発看板等を設置し、適正な公園利用を図る。
	初無敵	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	十町瀬	未整備な状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	アイニンカップ崎	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	チカラコタン	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	アゼチノ岬	今後の整備にあつては、風致の維持に配慮する。
	水源地	施設の規模は現状程度とする。
	知方学	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	霧多布湿原	今後の整備に当たっては、湿原生態系に影響を与えないよう配慮するとともに風致の維持に努める。
	7 野営場	湯沸岬
尻羽岬		未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
アイカップ岬		今後の整備に当たっては、風致の維持に配慮する。

8 展望施設	榊町	今後の整備に当たっては、風致の維持に配慮する。
	円山	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
9 休憩所 10 駐車場	アヤメケ丘	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	別尺泊	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	尻羽岬	今後の整備に当たっては、風致の維持に配慮する。
	円山	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	アヤメケ丘	今後の整備に当たっては、風致の維持に配慮する。
11 博物館	アイカップ崎	施設の規模は現状程度とする。
12 植物園	アイカップ崎	厚岸道有林管理センターの樹木園がある。施設の規模は現状程度とする。
	知方学	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討の上で取り扱う。
13 水族館	アイカップ崎	北海道大学理学部厚岸臨海実験所附属水族館が平成8年8月1日に閉館したので、今後は当地区の利用のあり方を検討した上で取扱いを決定する。

3 地域の開発、整備に関する事項

自然公園施設

公園区域や利用施設の明確化のために公園全体として統一された指導標や案内板を早急に整備する必要がある。また、全体的に既存施設が老朽化してきており、補修改良に当たっては計画的に整備を進めることとし、高齢者や障害者なども安全で快適に利用できる施設とする。特に公衆便所については快適に公園を利用してもらうため、水洗化に向けた整備を進める。

4 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

本公園全体の自然ふれあい方策について、基本的な考え方を整理し、効率的、効果的に実施するものとし、関係機関、団体の協力を得て、各季節、各利用拠点の多様な自然と様々な利用形態の公園利用者に対応した自然に親しむ活動、自然解説活動等が展開されるように努める。

また、本公園に隣接する厚岸水鳥観察館、霧多布湿原センター等の拠点施設と連携した活動の推進を図る。

(2) 利用の規制

ア 自動車の規制

車馬の乗り入れ規制区域の周知徹底を図る。また、駐車帯以外での無秩序な駐車は交通安全上問題があり、関係機関とも連携を図りながら対応していく。

イ 野営の規制

野営場以外の場所での無秩序な野営は、安全面や植生保護の面から問題があるので、野営場の適切な管理を図り、野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

ウ ボートの規制

霧多布湿原第Ⅰ種特別地域内、藻散布沼及び火散布沼の一部については、動力船の乗り入れ規制区域に指定されている。関係機関とも連携し、規制の周知徹底を図る。

また、カヌー手漕ぎボートの利用については、艇数制限を行うなどタンチョウの繁殖等野生動物へ与える影響について十分配慮する。

エ 利用マナーの徹底

公園利用者の増加に伴い、ゴミ・空き缶等の投げ捨てや、植生の踏み付け等による自然生態系への悪影響が懸念される。利用者に理解、協力を求めるなどマナーの周知徹底を図る。

オ 静かな環境維持

利用拠点での案内放送、音楽放送等の取扱いには十分留意し、静かな環境維持に努める。

カ 新しい利用形態への対応

歩くスキー、ホーストレッキングなどの新しい利用形態については、公園の風致の維持や野生生物の生息・生育環境に影響を与えないように十分配慮するとともに、従来から行われている利用（風景観賞、野鳥観察など）と調和した秩序ある利用が行われるよう指導する。

(3) 利用者の安全対策

各利用拠点等で整備した各種施設については、各施設管理者間で連絡を密にして利用者の安全確保を徹底する。カヌー等施設を使わない公園利用者に対しては、関係機関や関係団体等と協力して安全対策や危険箇所の周知徹底を図る。

5 地域の美化修景に関する事項

美化清掃計画

利用拠点や利用動線沿いについては、各施設管理者のほかボランティアの協力を得て美化清掃を推進する。

ゴミの持ち帰りについて、関係機関・団体等の協力の下に公園利用者に周知徹底を図る。